

2010年5月14日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖 殿

株式会社東京リーガルマインド
代表取締役 反町 勝



回 答 書

貴法人よりいただきました2010年4月19日付申入書につきまして、次のとおり回答いたします。

1. 解約条項につきましては、5月14日付で、別紙のとおり改定（以下、「改定条項」といいます。）いたしました。
2. 改定条項は、新たに受講契約を締結するお客様はもとより、既に受講契約を締結済みであっても、現に受講契約が継続しているお客様に対しては、遡って適用いたします。
3. 2. の周知徹底を図るため、①弊社ホームページ上にお知らせを掲載するほか、及び、全メーリングリストに対して、メールにて連絡する措置を、とりました。
4. 印刷物に掲載する「LEC受講規定」については、次の改定版を印刷する段階で、版下を改定条項に差し替えます。既に印刷済みのパンフレット等の印刷物については、改定条項を印刷したものを挟み込む措置をとります。

以上、ご回答申し上げます。

【添付資料】

新旧対照表 1部

以上

新旧対照表

旧第3条	新第3条
<p>(1)受講申込後、お客様において下記の事由が発生した場合、お客様は当社に対して、受講契約の取消及び返金請求等のお申し入れをすることができます。なお、お申し入れの際には、当該事由の存在を基礎づける資料の提出が必要となります。</p>	<p>変更なし</p>
<p><1>お客様ご本人様について、死亡、重大な心身の疾病、妊娠、勤務先の倒産、就職・転職、異動・転勤、留学、資格試験等の合格、家族の介護、青年海外協力隊・ボランティア等の社会奉仕活動、受験資格がないことが判明した場合等により、受講することが不能又は著しく困難、或いは不必要になった場合</p>	<p>変更なし</p>
<p><2>お客様の保護者様について、死亡、重大な心身の疾病、勤務先の倒産等により、受講することが不能又は著しく困難となった場合</p>	<p>変更なし</p>
<p><3>上記に準ずる事由により、受講することが不能又は著しく困難となった場合</p>	<p><3>その他の個人的事由により、受講することが不能又は著しく困難であるとお客様ご自身若しくはその法定代理人等が判断した場合</p>